

令和7年1月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年1月24日

| 決 | | | 裁 | |
|----|----|----|---|----|
| 会長 | 局長 | 係長 | 係 | 担当 |
| | | | | |

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年1月24日(金) 午後1時30分から午後2時44分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

| | | | | | |
|-------|--------|--------|-------|--------|-------|
| 会 長 : | 1 番 : | 松村 孝市 | | | |
| 委 員 : | 3 番 : | 片野 敏彦 | 委 員 : | 4 番 : | 柳澤 兵庫 |
| 委 員 : | 5 番 : | 片野 賀津雄 | 委 員 : | 6 番 : | 川上 勝之 |
| 委 員 : | 7 番 : | 南波 雅子 | 委 員 : | 8 番 : | 安城 守英 |
| 委 員 : | 9 番 : | 三宅 寿晴 | 委 員 : | 10 番 : | 今井 輝子 |
| 委 員 : | 11 番 : | 長谷川 孝広 | 委 員 : | 12 番 : | 本間 浩 |
| 委 員 : | 13 番 : | 三浦 幸子 | 委 員 : | 14 番 : | 藤村 信広 |

農地利用最適化推進委員(8人)

| | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-------------|-------|
| 委 員 : | 中条 : 15 番 : | 高橋 一栄 | 委 員 : | 中条 : 16 番 : | 吉村 優作 |
| 委 員 : | 乙 : 17 番 : | 小泉 正 | 委 員 : | 乙 : 18 番 : | 井上 優彦 |
| 委 員 : | 築地 : 19 番 : | 信田 寿幸 | 委 員 : | 築地 : 20 番 : | 水澤 幸男 |
| 委 員 : | 黒川 : 21 番 : | 中川 金男 | 委 員 : | 黒川 : 22 番 : | 中山 学 |

4 欠席委員(1人)

会長代理 : 2 番 : 榎本 太

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市地域計画の策定に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、係長 : 小野智裕、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ただ今から、令和7年1月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番長谷川孝広委員、12番本間浩委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、12月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>1月15日、農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、高橋地内の案件について、川上委員、信田委員に案件を審査していただきました。</p> <p>1月17日、1月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様には案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、使用貸借の再設定が1件、譲渡人からの要望による贈与が1件、売買が2件の、計4件であります。</p> <p>1番の案件は、近江新地内の田について使用貸借権を再設定するもので、合計2筆で面積は9,139㎡であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の畑について贈与するもので、面積は1筆1,073㎡であります。</p> <p>3番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の畑について売買するもので、面積は2筆1,125㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、譲渡人からの要望により柴橋地内の畑について売買するもので、面積は1筆120㎡、土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第1号議案の事前審査結果について13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る1月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、1班の委員4名及び事</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、使用貸借の再設定が 1 件、譲渡人からの要望による贈与が 1 件、売買が 2 件の、計 4 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願ひします。</p> <p>(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願ひします。</p> |
| 事務局 | <p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、養魚場施設整備のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、養魚場施設整備のための転用で、申請面積は 1 筆 639 m²、土地賃貸借料は年額〇〇円、10 a 当たりの賃貸借料は約〇〇円であります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 2 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 2 号議案の事前審査結果について、13 番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 13 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、養魚場施設整備のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を山林とするものが 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、山王地内の山林・畑において、長年耕作されない状況にあった農地であります。登記地目が山林の地番についても、農地台帳上に登録されており、農地扱いとなっています。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたため、ご提案するものであります。</p> <p>議案書 3 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 3 号議案の事前審査結果について、13 番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 13 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、新地目を山林とするものが 1 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 6 番 | <p>確認でお聞きしますが、登記地目山林で農地台帳に載っているということは、前は畑などの農地で耕作されていたということか。</p> |
| 事務局 | <p>状況としてはそういうことであると思います。山林地目のまま畑などにして耕作していたことで、地目が山林のままで農地台帳に載っているという状況だと思えます。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第 4 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 4 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>1 番の案件は、柴橋・東川内地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は経営状況にも問題はなく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 3 筆 11,636 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、高橋地内の田について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は経営状況にも問題はなく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は 1 筆 4,294 m²、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、4 番柳澤兵庫あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| 4 番 | <p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 12 月 17 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第 4 号議案の所有権移転の 2 番のあっせん審査結果について、6 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 6 番 | <p>去る 1 月 15 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、認定農業者である農地所有適格法人の代表取締役であり、法人は経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、第 4 号議案の所有権移転の事前審査結果について、13 番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 13 番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第 4 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明と報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> |

第4号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第4号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案の利用権設定について審議いたします。

第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第4号議案の利用権設定を、ご説明いたします。

議案書5ページをお願いします。

第4号議案の利用権設定の1番から66番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが17件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが16件、労力不足または農地集積により賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を再設定するものが21件、労力不足により使用賃借権を新規に設定するものが4件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが2件の、計66件であります。

1番から5番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から23,000円であります。

議案書6ページをお願いします。

6番から10番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,000円から20,000円であります。

議案書7ページをお願いします。

11番から15番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から20,000円であります。

議案書8ページをお願いします。

16番から17番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円であります。

18番から20番は、中間管理機構と10年間から11年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、18,000円から26,000円であります。

議案書9ページをお願いします。

21番から25番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、9,000円から24,000円であります。

議案書10ページをお願いします。

26番から30番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、12,000円から22,000円であります。

議案書11ページをお願いします。

31番から33番は、中間管理機構と10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は、12,000円から16,000円であります。

34番から35番は、労力不足または農地集積により認定農業者に7年間から10年間

の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円から 26,000 円です。

議案書 12 ページをお願いします。

36 番から 39 番は、労力不足により認定農業者等に 2 年間から 6 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 232,600 円またはコシヒカリ 60kg です。37 番の案件については、ハウスを利用するというので、賃貸料は総額で〇〇円となっております。

40 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 23,300 円です。

議案書 13 ページをお願いします。

41 番から 45 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 12,000 円から 24,000 円です。

議案書 14 ページをお願いします。

46 番から 50 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円から 21,000 円です。

議案書 15 ページをお願いします。

51 番から 55 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 12,000 円から 21,500 円またはコシヒカリ 50kg から 90 kg です。

議案書 16 ページをお願いします。

56 番から 60 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 20,700 円です。

議案書 17 ページをお願いします。

61 番から 64 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 5 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

65 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の使用賃借権を再設定するものであります。

議案書 18 ページをお願いします。

66 番は、労力不足により農業者に 5 年間の使用賃借権を再設定するものであります。

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 66 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 66 番の事前審査結果について、13 番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。

13 番

それでは、ご報告いたします。

第 4 号議案の利用権設定 1 番から 66 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 17 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 16 件、労力不足または農地集積により賃借権を新規に設定するものが 6 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 21 件、労力不足により使用賃借権を新規に設定するものが 4 件、労力不足により使用賃借権を再設定するものが 2 件の、計 66 件です。

| | |
|-----|--|
| | <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案の1番から66番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 8番 | <p>37番のハウス利用で総額〇〇円ということですが、譲渡人が所有するハウスを利用するということですよ。</p> |
| 事務局 | <p>この農地に譲渡人の所有するハウスがある状態にして、それを利用するという状況であります。</p> |
| 8番 | <p>その場合ハウスに損害があった場合、例えばビニールが破けたなど、そういった場合の負担をどうするかといった内容は入っているのか。</p> |
| 事務局 | <p>あくまで農地の賃貸借という契約の形なので、ハウスの利用によって損害をどちらが負担するかというような内容はわかりません。ハウス利用の契約ではないのですが、結局はそれが加味された内容の契約となっているものです。</p> |
| 11番 | <p>今月は利用権設定の件数がかなり多いですが、今月が最多の月ですか。</p> |
| 事務局 | <p>次の月の案件がどれくらいかは把握していませんが、例年ですと12月、1月が件数の多い月となっております。また中間管理機構ができて10年、契約期間も10年間ということですので、来年、再来年が更新時期にあたりますので、この時期にもっと多い件数が出てくることを想定しています。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から66番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から66番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案の利用権設定の67番から69番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限によ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>り、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第4号議案の利用権設定の67番から69番をご説明いたします。 議案書18ページをお願いします。</p> <p>67番から69番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円であります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の67番から69番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第4号議案の利用権設定の67番から69番の事前審査結果について、13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の67番から69番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案の利用権設定の67番から69番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の67番から69番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p> |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>第4号議案の利用権設定の67番から69番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の70番から71番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第4号議案の利用権設定の70番から71番をご説明いたします。</p> <p>議案書18ページをお願いします。</p> <p>70番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ90kgであります。</p> <p>議案書19ページをお願いします。</p> <p>71番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ90kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の70番から71番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第4号議案の利用権設定の70番から71番の事前審査結果について、13番三浦幸子事前審査委員長から報告をお願いします。</p> |
| 13番 | <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の70番は、労力不足により賃借権を新規に設定するもの、71番は、労力不足により賃借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第4号議案の利用権設定の70番から71番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の70番から71番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (農業委員：挙手) |
| 議長 | <p>全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> |
| | (議事参与委員・入室) |
| 議長 | <p>第 4 号議案の利用権設定の 70 番から 71 番については、承認することに決定いたしました。 次に、第 5 号議案「胎内市地域計画の策定に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第 5 号議案について、ご説明いたします。 別冊の議案書をお願いします。 第 5 号議案は、今年度末までに策定する地域計画について、農業委員会への意見聴取が求められているため議題としております。 12 月から農業委員会で作成した目標地図の素案をもとに、農林水産課から目標地図(案)について最終確認を行っており、内容について取りまとめたものを議案資料としております。 本日の議案資料は、計画書本体、担い手一覧、目標地図を数か所分参考として資料としております。全地区分については、会場の後方にありますので、関係地区について必要に応じてご確認をお願いします。なお、内容は個人名が入っていますので、総会后回収させていただきます。ご了承願います。 表紙をめくっていただいて、地域計画の策定日は令和 7 年 3 月 31 日となっております。目標年度については、10 年後を見据えた計画なのですが、市の基本構想の目標年度と合わせてよいとの指導がありましたので、基本構想との整合性が図れるように目標年度を令和 12 年度としています。 1 の (1) 地域計画の区域の状況ですが、地域計画の農地面積が 4461.85ha となっております。 裏面 2 の (2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標ですが、現状の集積率は 52.68%となっております。令和 5 年度末の集積実績を 77.8%とお伝えしていますが、地域計画で算出する集積率について、分母となる面積が違うことや、農業を担う者の中の集落営農組織について、その特定農作業受託の面積を加えられないなど、算出の考え方が異なっている中で算出している数値となっております。 次のページの 4 の地域内の農業を担う者一覧ですが、別に一覧となっております。属性の分類ですが、認定農業者、認定農業者となっている法人、集落営農組織、その他は利用者という 4 つに分類しています。担う者は合計で 658 経営体となっております。 計画の主要部分についての説明は以上とさせていただきます。 今後、農業委員会以外の関係機関にも意見聴取を行い、地域計画及び目標地図の案が完成し、その後に 2 週間の縦覧を経て、令和 7 年 3 月 31 日に策定となっております。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>会場後ろに地区ごとに地図がありますので、10分ぐらい地図を確認する時間を設けたいと思います。その後、質問・ご意見を賜りたいと思います。</p> <p>(14時15分から10分間 地図を確認)</p> |
| 議長 | <p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> |
| 11番 | <p>特に〇〇番の〇〇の数字が以上に高いのだが。</p> |
| 事務局 | <p>地域計画の担い手には意向調査を行っていきまして、経営規模拡大をどれくらいしたいかという項目の調査で上がってきた数字となっています。〇〇の目標の数字となっています。</p> |
| 3番 | <p>現状というのはいつの現状なのか。</p> |
| 事務局 | <p>いつ時点の現状なのかは把握していません。出来る限り直近のものを反映させていると思いますが、ここ何か月分についての耕作状況は反映できていないかもしれません。</p> |
| 3番 | <p>10年後を見据えた計画となるはずだが、今現在でも外れるような方が見受けられるが。そこは今時点で反映させないのか。</p> |
| 事務局 | <p>今後の貸し借りの状況に影響がでないように経営面積として載っている人をなるべく広い範囲で入れた形で作っているという状況です。10年後を目標として作っている計画ではあるのですが、今のところは、現状の耕作状況を計画に落としているというものになっています。</p> |
| 17番 | <p>地図で色が塗られていないところに関しては、農業委員会を通さず、相対で契約しているところも色が塗られていないのではないかと思います。</p> |
| 事務局 | <p>そういったものも含めて、策定直前まで多少の修正が出てくるかもしれません。その点はご了承願います。地域計画ですが、今後も年1回程度、集落に地図等を確認してもらい修正を加えていく形になるかと思います。これが最初の案であり、これから年々変更修正を加えていって、地域計画の実現に持っていくという形になるかと思います。</p> |
| 事務局長 | <p>現状維持を10年後まで見据えてやろうという考え方でありまして。今ほど様々な話があった中で、実情に沿っていない相対の関係などがあるようですが、それは各農家組</p> |

合長を始め、農業委員の方々にご苦勞いただいて、今現時点ではこのような形になっております。様々な話を受けて、今修正を加えるのか、あるいは来年度に入ってから修正するという形もありますので、意見聴取をいただいている場ではありますが、どういった形がよいのか持ち帰って相談、対応させていただきます。

議長

目標地図には完成がないそうなので、年ごとに修正をしていく形でとりあえず10年後というのが国の指針であります。そういうことから今回の修正や問題箇所が地図を作ったからわかったという理解もできます。修正箇所については、今になるのか来年度になるのか、策定までの時間の関係もありますが対応するということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第5号議案について、「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願ひます。

(農業委員：挙手)

議長

全会一致と認めます。

よって、第5号議案は「特に支障なし」と付することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和7年1月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年1月24日

議 長

11 番

12 番
